## 議案第29号

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月26日提出

## 甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例 (平成5年6月条例 第22号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「別表第1又は別表第2」を「別表第1の1の項及び2の項又は別表第2に掲げるものについては当該各表」に、「額と」を「額と、別表第1の3の項に掲げるものについては同表に定めるところにより算定した額と」に改める。

別表第1の3の項を次のように改める。

3 し尿及び浄化槽	市長が指定する施設で処分	1リットルにつき	1 円
汚泥	した場合		

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 提案理由

し尿及び浄化槽汚泥の処理を行う施設を変更するに伴い、一般廃棄物の処理手数料の額の改定等を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。